

平成25年度 第3回 役員会議事要旨

日 時 平成25年5月8日（水） 10時28分～10時50分

場 所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，岩本理事，宮崎理事，緒方理事

欠席者 なし

陪席者 川上監事，向井監事

【 審議事項 】

(1) 平成16事業年度財務諸表における収益の過大計上の処理について

財務部長から、本件は、平成16事業年度に誤って二重計上したために過大計上となった附属病院収益について、平成17事業年度決算において過大計上分を前期損益修正損（臨時損益）により修正した結果、「当期総利益」が現金残高を下回ったことにより、「当期総利益＝目的積立金」となり、現金残（221, 273千円）が生じたが、これは、全額が附属病院に起因しており、平成25年度に附属病院において病院再整備のために有効活用するものであり、平成25年4月24日開催の役員会及び4月25日付け経営協議会（持ち回り審議）において、協議及び審議了承された案件である旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(2) 平成25年度長期借入金及び長期借入金償還計画の認可申請について

学長から、本件は、平成25年度において附属病院再整備のために独立行政法人国立大学財務・経営センターより借入を行う長期借入金及び償還計画について文部科学大臣の認可を受ける案件である旨の説明があった。

次いで、財務部長から、国立大学法人法第33条及び第34条において、国立大学法人は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため文部科学大臣の認可を受け長期借入金の借入れを行うことができること、長期借入を行う場合には、長期借入金の償還計画を立てて文部科学大臣の認可を受けなければならないこと、また、国立大学法人法施行規則第22条等の説明があり、平成25年度長期借入金認可申請額及び平成25年度長期借入金償還計画について、既に平成25年度概算要求において内示を受けている長期借入金（74, 655千円）や平成24年度繰越分（2, 427, 611千円）の償還方法及

び償還期限等について説明があった。

なお、長期借入金については、平成25年3月28日開催の経営協議会及び役員会で審議された「平成25年度国立大学法人佐賀大学収入・支出予算」の中です承されたところであるが、今回、文部科学大臣への認可申請を行うに当たり、長期借入金の償還計画と併せて了承を得るものである旨、さらに平成25年4月30日付け経営協議会持ち回り審議にて審議了承された旨の説明があり、審議の結果了承された。

(3) その他

特になし。

【 協議事項 】

(1) 国立大学法人佐賀大学ハラスメント等防止規則改正（案）について

学長から、本件は、本学のハラスメント等防止や発生後の適切な対応を行うことを目的として、ハラスメント相談員からの意見や九州地区国立大学の実情を踏まえ、改正案をとりまとめたものである旨の説明があった。

次いで、瀬口理事から、改正理由及び改正の概要について、①新たに設置するハラスメント・人権問題委員会及び調査を任務とする調査委員会に「学外の有識者等」として学外者を参加させること、②委員長から要請を受けた部局長等は、その結果を1ヶ月以内に委員長に報告すること、また、調査委員会を設置した場合は2ヶ月以内に委員長に報告すること、③現在の同和・人権問題委員会とハラスメント防止委員会を一元化すること等の説明があった。

さらに、総務部長から、規程内容の主な変更箇所についての詳細な説明等、また、平成25年3月19日開催の同和・人権問題委員会で審議了承済みであることの説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会にて審議されることとなった。

(2) その他

特になし。

【 その他 】

- 監事から、今年度も理事室と意見交換を行う予定としており、後日、監査室から日程調整をさせていただくので、御協力いただきたい旨の依頼があった。

以 上